

令和3年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の

点検・評価報告書

岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会

目 次

I	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	1
	教育委員会の運営状況	3
II	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育行政における事務の管理及び執行状況の点検・評価内容	5
1	教育委員会が管理・執行する事務	5
2	教育行政重点施策体系	6
3	教育行政基本方針・基本施策	7
	「学び」「育ち」をつなぎ、自立して共に生きる子どもを育てる学校教育の推進	7
○	自立した子どもの育成	7
○	豊かな心と健やかな体をもつ子どもの育成	10
○	安心して学習できる教育環境づくり	13
○	人権教育の推進	16
○	学校施設等の整備	18
III	外部評価委員の総合評価	19

I 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

1 目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育委員会が点検・評価し、その結果を議会に報告するとともに住民に公表することが義務づけられています。

この点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民に対する説明責任を果たしていくことを目的としています。

2 点検評価の対象及び方法等

(1) 対象

- ① 教育委員会が管理・執行する事務
- ② 教育行政重点目標に掲げている主要施策の取組状況

(2) 方法

令和3年度における取組状況について点検・評価を実施します。

① 点検・評価項目

教育行政における教育委員会の活動状況、管理執行する事務及び重点目標に掲げた主要施策を記載

② 目標

点検・評価項目が目指す目標、その必要性や意図・ねらいなどを記載

③ 事業概要

点検・評価項目の事務事業及び施策について、その概要を記載

④ 取組状況

点検・評価項目の事務事業及び施策について、目標を達成するための具体的な取り組み状況を記載

⑤ 成果

実施した事務事業及び施策の成果について、具体的に記載

⑥ 課題・方向性

今後の課題・改善点及び方向性等について記載

⑦ 自己評価

目標に対する達成度や効果等について、評価を記載

<評価指標>

- A：予定どおり目標が達成された。
- B：概ね達成された。
- C：やや目標に達成できなかった。
- D：達成できなかった。努力を要する。

(3) 学識経験者による知見の活用

点検・評価に当たっては、地教行法第26条第2項の規定により教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされたため、岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会評価委員から意見を聴取しました。

< 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会評価委員 >

大 島 英 久	元中学校長
藤 原 立 志	元小学校長

(4) 報 告

当年度分の報告を翌年度中に開催される組合議会において報告します。

(5) 公 表

教育委員会事務局等での閲覧

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

教育委員会の運営状況

教育委員

(R4. 3. 31 現在)

職 名	氏 名	就任年月日	現任期
教 育 長	岡 田 達 也	H29. 9. 29	R3. 4. 1～R6. 3. 31
委員長職務代理者	嶋 山 英 二	H24. 11. 9	H30. 6. 12～R4. 6. 11
委 員	塩 田 賢 三	H28. 11. 2	R2. 11. 2～R6. 11. 1
委 員	森 岡 隆	R 2. 7. 10	R2. 7. 10～R5. 7. 24
委 員	土 屋 香 保 里	R 2. 11. 2	R2. 11. 2～R6. 11. 1

(1) 教育委員会の会議の運営

教育委員会定例会 3回(前年 3回)

教育委員会臨時会 2回(前年 2回)

月 日	定例会等	議 案	協議報告事項
2月15日	定 例 会	4	4
3月 9日	臨 時 会	2	
5月28日	定 例 会	2	3
7月29日	臨 時 会	1	
11月29日	定 例 会	1	2

会議については、定例会を年3回、臨時会を年2回開催した。

会議の開催に際しては、議案資料の内容を事前に確認し、会の円滑な進行に努めた。

①教育委員会議決案件

月 日	議決案件
2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について ・岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合立小北中学校管理規則の一部を改正する規則について ・岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合就学援助規則の一部を改正する規則について ・岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合立小北中学校職員服務規程の一部を改正する規程について
3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校管理職等の人事異動の内申について ・感謝状の贈呈について
5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合立中学校部活動指導員の任用等に関する要綱の一部を改正する要綱について

	・令和3年度教育行政重点目標（案）について
7月29日	・令和4年度使用教科用図書（中学校）の採択について
11月29日	・令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書（案）について

(2) 学校及び教育施設への支援

教育委員による学校訪問 なし

Ⅱ 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育行政における事務の管理及び執行状況の点検・評価内容

1 教育委員会が管理・執行する事務

(1) 教育行政の運営に関する基本方針

平成30年度に「岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育大綱」を策定し，“学ぶ楽しさ、輝く個性、生き抜く力”の基本理念の基、「学び」「育ち」をつなぎ、自立して共に生きる子どもを育てる学校教育の推進」5施策の教育行政重点施策を定めた。

(2) 規則等の改廃

規則の制定・改正，規程の改正，要領の改正を行った。

(3) 議会の議決を経るべき議案

予算等の議案を審議した。

(4) 教育関係予算

教育行政に関する令和4年度当初予算及び令和3年度補正予算を審議した。

(5) その他

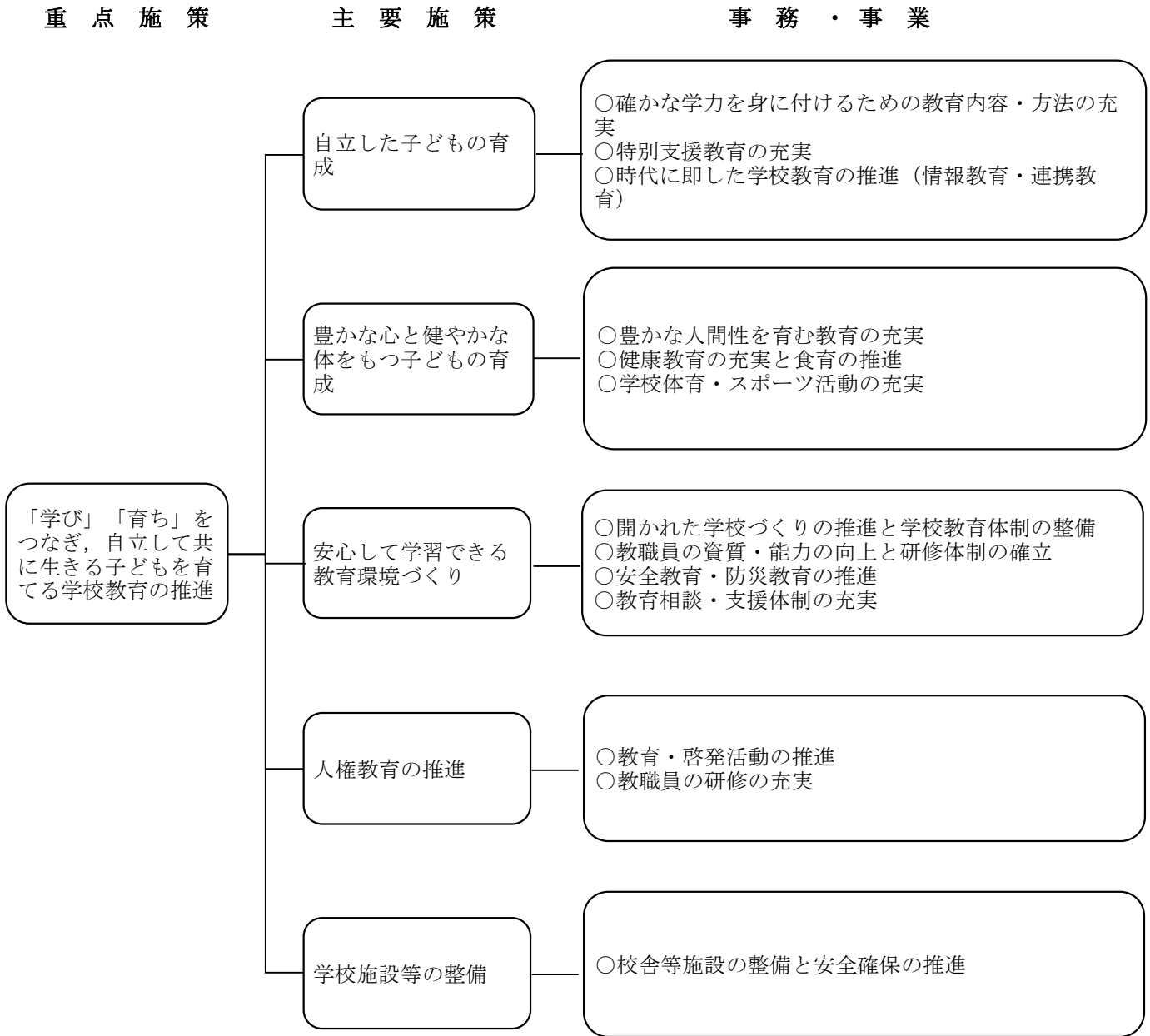
令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を実施し，報告書の作成，議会への報告を行った。

自己評価 C

総合教育会議を開催し，令和4年度～令和7年度を期間とする次期教育大綱について協議・策定するなど，管理者等と教育委員会が相互の連携を図りつつ，教育行政の推進を図ることができた。また，教育の行政需要については，教育課題を的確に把握し，組合立としての独自性も考慮し，既存事業の見直しや新規事業への取組を図りながら，施策や予算に反映できるよう教育行政の充実に努めた。

しかし，コロナ禍により学校訪問など例年どおりの活動ができなかったため，中学校の授業・部活動の状況，地域との連携等実情を把握し，抱える課題について，意見交換することができなかった。今後は新型コロナの感染状況を勘案しながら，その中でできることを考えていきたい。

2 教育行政重点施策体系



3 教育行政基本方針・基本施策

《 「学び」「育ち」をつなぎ自立して共に生きる子どもを育てる学校教育の推進 》

点検・評価項目 自立した子どもの育成

目 標 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得し、自ら学び、主体的に行動できる資質や能力の育成を図る。

事 務 事 業

1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

事業概要 学校を訪問し、確かな学力の獲得に向けた授業改善等について、授業の研修を通して取組の支援・助言を行う。また、補充学習や家庭学習の取り組みを通して、学習習慣の定着を図る。

取組状況 (1) 中学校学習指導要領全面実施に伴う新しい評価・評定の研修等を行うとともに、主体的・対話的で深い学びの授業改善に取り組んだ。
(2) 課題に応じた学校訪問
学校の課題を把握し、それに基づき意図的かつ重点的に学校訪問し、学校課題に対する具体的な指導・助言を行った。
(3) 補充学習の充実
・放課後学習サポート支援事業
・定期考査前の学習相談日の実施
(4) 落ち着いた学習環境づくりと家庭学習の充実
・小と中が連携した家庭学習強化
・自分の課題に即した自主学習の充実

成 果 主体的、対話的な深い学びの実現に向け、教職員が一丸となって、授業改善や学習規律の徹底を図っている。中3対象の全国学力調査(国・数)、中2・中1対象の県学力調査(中2国・数・英、中1国・数)では、中3の国語で1ポイント、数学で4ポイント上回るなど、中2の数学以外は全て全国や県の平均を上回っている。また学習状況調査では、平日の家庭学習が1時間以上とする回答が中3・中2で全国や県を上回っている。今後も、授業との関連を図った課題や主体的に取り組める課題、放課後学習サポート支援事業を活用した補充学習などに取り組んでいく。1人1台端末の環境を整備し、英語のICT教材を活用することによって、教科書の音読やプレゼンテーションの練習など、意欲的に取り組んでいる。また、韓国の中学生とのオンライン交流に際して、前向きにICTを利用して英会

話を自主練習する姿が見られた。

英語4技能検定「GTEC」の2年生の結果について、令和3年6月と令和4年1月を比較すると、リスニングが9ポイント、スピーキングが7ポイント（100点満点換算）伸びるなど成果が現れている。

2 特別支援教育の充実

事業概要 学校が関係機関と連携を取りながら、個別支援を必要とする生徒の教育の充実を図る。学校のニーズに応じて非常勤支援員を配置する。

取組状況 (1) 非常勤支援員の配置（3名）
(2) 個別の教育支援計画の作成と活用

成果 非常勤支援員は継続配置の3名体制で、特別な支援を必要とする生徒1人1人の状況を把握して効果的に活用することができた。

個別の教育支援計画は、特別な支援が必要な生徒全員の保護者の同意のもとに作成し、合理的配慮について職員・保護者と共通理解を図るなど、活用することができた。

教育相談室の巡回カウンセラーと、学校教育課の特別支援教育指導員による巡回相談を月に1度実施することができ、支援についての見直しや職員への研修を行った。

3 時代に即した学校教育の推進

事業概要 教職員のICT活用指導力の向上を図るとともに、情報教育の一層の推進と充実を図る。

取組状況 【情報教育の推進】

- (1) ICT機器の効果的な活用に向けた情報提供及び研修会への参加
- (2) 学校訪問や校内研修を活用したICT活用に関わる指導・助言
- (3) ICT支援員の配置（週1～2回）
- (4) 英語ICT教材「Terra Talk」

活用のため毎学期の協議会と、年1回の公開授業を実施

【保幼小中連携教育の推進】

- (1) 保幼小中連携会議の開催
 - ・中学校ブロック内のテーマ（目指す子ども像）を明確にした取組の協議
- (2) ブロック内で連携した学力向上、生徒指導、生活習慣等の取組
 - ・学級集団づくりの研修
 - ・学習の手引きや生活の手引きを活用しての連携
 - ・家庭学習や基本的生活習慣、ゲーム等の時間制限の取組

成 果 教職員研修の実施， I C T支援員の配置等により， 教員の I C T機器の効果的な活用がいつそう日常的になり， 授業改善が進んでいる。中学校ブロックで保小中連携教育の取組の充実を図り， 年度末には成果と課題を確認することができた。

課題・方向性

学力向上については， 教員の意識改革や生徒が授業改善， 補充学習， I C T機器の活用等， 確かな学力を身に付ける取り組みが着実に成果を上げてきており， 引き続き更なる充実に向けて取り組む。家庭学習では一人一台端末の持ち帰りにより， 個別に最適化された学習活動を充実させる。また， 学ぶ力の向上に向け， 生徒 1 人 1 人が主体的に取り組む課題等を設定し， 夢をもち， その実現に向けて粘り強く挑戦する力や， 自分の課題解決に計画的に取り組む力の育成を図る。特別支援としては， 個別対応が十分にはできていないことがある。家庭と連携しながらきめ細やかな支援をしていく。

自己評価 B

主体的， 対話的で深い学びの実現に向け， 教員の I C T活用による授業改善や補充学習の充実を図ってきた効果もあり， 学力・学習状況調査結果については， ほとんどの学年で正答率が全国平均値を上回るなどの改善が見られた。また， 1 人 1 台端末の整備， I C T支援員配置等により， I C T活用がさらに日常化した。端末を使って友達と考えを交流したり， 探求的な課題解決に活用したりして， 授業改善の推進につながった。学習習慣定着のため， 補充学習と授業との連動， また， I C Tを活用した， 習熟度に応じた個別最適化された学習の実現と， 学ぶ力の向上に取り組むことが必要である。

学校運営協議会を設置して， 地域， 家庭， 学校が一体となって子どもたちの成長をささえる仕組みができた。今後は， 学校運営協議会での熟議等を活用して， 地域， 家庭と一体となった教育活動を進めていく。引き続き， 中学校ブロック内の校種が異なる教員同士の授業研究等の研修， 小中連携した家庭学習や自主学習の質的な充実に取り組み， 学ぶ力の育成を図る。

点検・評価項目 豊かな心と健やかな体をもつ子どもの育成

目 標 子どもたちにとって安全で安心して生活できる教育環境の中で、道徳教育や体験活動を推進し、基本的な生活習慣の確立及び規範意識の高揚など、豊かな人間性や社会性を育み、心身ともに健康な子どもの育成を図る。

事 務 事 業

1 豊かな人間性を育む教育の充実

事業概要 道徳教育の一層の充実を図るとともに、人・社会・自然などの体験活動を通して子どもたちのよりよい人格形成を図る。

取組状況 (1) 道徳教育の充実、道徳の時間の確保
(2) 総合的な学習の時間を中心とした体験活動の充実
・「豊かな心を育む総合推進事業」

R3 : 70,847 円 (R2 : 85,579 円)

(3) 中学生の職場体験「いきいきチャレンジたいけん」の実施
(令和3年度は中止)

代替として、6事業所による出前講座を実施

(参考) 令和元年度 : 2年生対象 4日間

参加生徒数15名、5事業所

成 果 学力・学習状況調査における豊かな人間性の育成に関する項目の肯定的回答は昨年度より上回り、県や全国平均を超えたものが多い。「将来の夢や目標をもっている」「学校の決まりを守っている」「人が困っているときは、進んで助けている」「自分が住んでいる地域が好きである」などの項目は県平均より大幅に上回っており、豊かな心を育む取り組みの成果が上がっている。

毎月1回、市内の生徒指導主事による連絡協議会を開催し、情報共有及び、問題行動等についての対応を協議・確認した。R3年度に認知したいじめ事業の解消率は100%である。

2 健康教育の充実と食育の推進

事業概要 子どもの心身の健康を保持・増進していくために、基本的な生活習慣の定着や食育の充実を図り、健康を大切にする意欲や態度を育てる。

取組状況 (1) 年間指導計画に基づく食育の実施

- ・栄養教諭や栄養士，調理員等による食育指導
(コロナ禍のため学校訪問は行わず資料提供等で対応)

- ・残食率の推移(給食センター受配校全体)

令和3年度 13.1% (R2:11.7%)

(2) 学校給食の充実

学校給食週間(令和4年1月24日から令和4年1月30日)の取り組みとして市内の児童生徒から絵てがみ作品を募集し，優秀作品を2月～3月市のホームページに掲載。

(3) 学校給食における地産地消の推進

地産地消の取組では，市内業者とも連携し，献立を工夫した。

新規採用の地場産物「笠岡産焼き海苔」

【地場産物活用品目割合】令和3年度 37.6%(R2:38.3%)

(4) アレルギーのある生徒への対応

(5) 薬物乱用防止教室の開催

成 果 コロナ禍により学校訪問等の直接関わる食育指導ができなかったため，間接的に食への関心を高める資料を提供した。数値的にはコロナによる欠席者の影響を受けた残食率の増加，天候不順による地産地消活用の品目割合の低下となったが，アンケート調査や食育指導の工夫を行い，学校給食への関心を深めることができた。薬物乱用防止については，実施できた。

3 学校体育・スポーツ活動の充実

事業概要 学校と家庭・地域が連携して，生徒の体力の向上を図る。

取組状況 (1) 校内における体力向上の取組

- ・部活動の充実(部活動指導員3名配置)

- ・体育の授業での基礎体力トレーニングの実施

(2) 新体力テストの実施

成 果 体育の授業や部活動を中心に体力づくりを行い，男女ともに筋力は全国平均を上回っていて成果を上げている。

部活動指導員を3名配置し，有意義な活動を実施することができた。

課題・方向性

「体を動かすことが好きである」「体育の授業は楽しい」の項目等で9割以上の生徒が肯定的な回答を示している。今後，さらに自己肯定感・自己有用感を高める取組やキャリア教育の充実を図って行く。

自己評価 B

豊かな心や健やかな体をもつ子どもを育成するためには、学校の取組を充実していくとともに、家庭や地域との連携・協力した取組が不可欠である。

体験活動の充実、校種間連携や家庭・地域連携を通して、自己肯定感・自己有用感を高めたり、規範意識を向上させたりすることが必要であるが、コロナ禍により、いきいきチャレンジ体験等の地域での貴重な体験学習が中止となり、代替として、6事業所による出前講座を実施した。

健康教育、食育の推進については、「保健だより」や「給食だより」などを活用し、保護者とも連携して、日常的な取組を推進していく。学校給食センターの有効活用も推進する必要がある。

点検・評価項目 安心して学習できる教育環境づくり

目 標 地域に開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域との信頼関係を構築するとともに、子どもたちが安心して学習できるように教職員の資質・能力の向上や相談体制の充実に努める。

事 務 事 業

1 開かれた学校づくりの推進と学校教育体制の整備

事業概要 学校運営協議会を通して、地域住民や保護者の意見や助言を学校運営や教育課程の編成に生かすとともに、開かれた学校づくりを推進する。

取組状況 (1) オープンスクールの実施：(令和2年度は中止)

参考：【参加者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保護者	21人		40人
保護者以外	7人		10人
計	28人		50人

(2) 学校運営協議会の設置・活用

・学校運営協議会（年3回開催）

(3) 学校自己評価及び学校関係者評価の実施とその結果を生かした次年度教育課程の編成

(4) CMS (Contents Management System) による積極的な情報発信

成 果 学校運営協議会では、めざす子ども像の実現に向け、地域、家庭、学校ができることを共有し、一緒に課題解決に取り組もうという意識が高まった。ホームページや学校便りなど積極的に情報を発信することができた。

2 教職員の資質・能力の向上と研修体制の確立

事業概要 各種教職員研修における研究を推進する。

取組状況 (1) 不登校対応スキルアップ校内研修会（1回）への参加

(2) i - c h e c k の研修会（1回）

(3) 岡山県教育委員会・県総合教育センターと連携した研修会への参加

(4) 服務規律の徹底

教職員の服務規律の徹底について、岡山県教育委員会作成のプログラム等も活用し、計画的な研修を実施した。

成 果 若手教員や臨時的任用講師等の割合が高まる中、実践的な研修を引き続き行うことができた。

3 安全教育・防災教育の推進

事業概要 学校において、安全点検を徹底するとともに、笠岡市危機管理部と連携を図りながら火災や地震、津波等の緊急事態発生時には、すべての生徒及び教職員が適切に対応できるよう避難訓練を充実させるなど、安全で安心して生活できる実効性のある危機管理体制づくりを推進する。

また、警察と連携し、生徒の健全育成と安全確保を図る。

- 取組状況**
- (1) 教職員及び保護者による通学路の安全点検の実施
 - (2) 保護者や地域住民との積極的な連携
 - ・救急救命法講習会の開催
 - (3) 緊急配信メール「すぐメール」の活用
 - (4) 防災避難訓練の実施（火災、浸水、地震の3パターンを想定）
 - (5) 岡山県警察本部と岡山県教育委員会との相互連携制度に関する協定による警察と連携した安全確保
 - (6) 感染症対策の説明・指導，健康教育の実施

成果 学期に1回の避難訓練では、事前の予告なしの訓練も実施することができ、緊張感をもった取組みができた。

緊急配信メールを活用し、保護者へ迅速に必要な情報を発信することができた。

4 教育相談・支援体制の充実

事業概要 不登校やいじめなどの学校不適應の問題，発達障がい等による特別な支援が必要な子どもへの対応，児童虐待などの今日的な課題に対応することができるよう，笠岡市教育相談室との相談・支援体制の充実に努めるとともに，関係機関との連携を図る。

- 取組状況**
- (1) 「いじめ・不登校対策総合推進事業」に基づいた取組の推進
 - (2) スクールカウンセラーの配置
 - (3) スクールソーシャルワーカーの活用
 - (4) 笠岡市特別支援教育指導員及び笠岡市教育相談室のカウンセラーによる定期訪問
 - (5) 支援対象者リストの作成による実態把握と情報の可視化

成果 学校や笠岡市教育相談室，関係機関との連携により，長期欠席生徒はすべて相談機関とかかわりながら指導や支援を受けている。いじめの認知については早期発見・早期対応のために実態把握が重要であるので，全教職員共通理解のもと引き続き指導していきたい。

課題・方向性

開かれた学校づくりや教職員の研修など、安心して学習できる教育環境づくりの実現に向けて、取組を進めることができた。長期欠席に関しては、コロナ禍で子どもたちの心のケアを第一に考え、学校と保護者、相談機関との連携を引き続き強化するとともに、ICT・1人1台端末を活用した取組も充実する。いじめに関しては、まずは未然防止の取組を充実させ、いじめ発生時に備え、いじめの定義について再確認を行い、早期発見・早期対応を図るために、積極的認知を引き続き行っていく。

自己評価 B

2年目となるコロナ禍で、制限された学校生活や学校行事の縮小、中止などが、子どもたちの心の成長に大きな影響を与えている。長期欠席については、生徒1人1人に寄り添い、相談体制の充実や各機関の連携が図れた。学校と教育相談室、関係機関と保護者が連携する中でスクールソーシャルワーカーの配置により家庭への支援が充実した。いじめは絶対に許さないという態度を子どもたちに養い、引き続き未然防止及び早期発見・早期対応の取組を充実させたい。

目 標

「生きる力」を育む中で人権尊重の精神を養うとともに、望ましい人間関係づくりに努める。また、様々な人権課題について、主体的に解決に取り組む実践的態度を養うため、「知的理解の深化と人権感覚の育成」「自立支援」「人権を尊重する環境づくり」の3視点から教育活動全体を通じて、計画的・継続的に人権教育を推進する。

事 務 事 業

1 教育・啓発活動の推進

事業概要 人権教育推進体制の確立のための取組を実施する。

取組状況 (1) 人権教育全体計画・年間指導計画の作成及び担当者研修の実施

- ・人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成
- ・人権課題解決のための自立支援
- ・人権を尊重する環境づくり

(自他を尊重する集団形成, 人権に配慮した教育指導)

(2) 人権週間(12月)における取組

学校において、各教科・総合的な学習の時間・特別活動等における様々な人権課題を題材とした学習を通して、共生社会の実現に向けた意識の高揚を図った。

(3) 人権啓発ポスターコンクール実施

(4) P T A人権教育研修会

参加率：令和3年度65% 令和2年度73%

成 果 学校の実態や教職員のニーズを踏まえて、各研修会のテーマの設定、資料提供や講師の紹介を行い、実施日を参観日と兼ねる等して参加者を確保に努めた。

また、12月の人権週間においては、全校で人権啓発に係る掲示物を作成し、人権意識の高揚を図ることができた。

2 教職員の研修の充実

事業概要 人権教育担当者の研修、指導者養成講座・研修講座等を開催するとともに、人権教育研究協議会育成事業を実施する。

取組状況 各種研修講座の実施

- ・小・中学校人権教育担当者研修会の実施：(年2回)

・各中学校ブロック人権教育研修会等の実施

成 果 スマートフォンやネットでの人権に関わる課題も計画的に取り上げ、今日的な課題や生徒の実態を踏まえた具体的な研修を実施し、PTA人権教育研修会では保護者と生徒と一緒にネット社会の利便性とそこに潜む危険性について考えることができた。

課題・方向性

スマートフォンの普及やGIGAスクール構想における1人1台端末の導入などにより、ネット社会で大切にしたい人権感覚について研修する機会が増えている。生徒間のSNS利用などの実態は分かりにくく、SNSが原因と考えられるトラブルも一般的には増加傾向にある。今後も引き続き、意図的・計画的に指導していくことが必要だと考える。また、性的マイノリティに係る人権課題についても、子どもたちが多様な価値観に気づき、自ら望ましい人間関係作りができるよう計画的に指導していく。

自己評価 B

コロナ禍で、当初予定をしていた研修・事業が計画通りに実施ができなかった。PTA人権教育研修会の参加率が昨年より減少したのもこの影響と考える。引き続き、日程や内容の設定を工夫する等、PTAと協議の上、取り組むことを促していきたい。

スマートフォンやネットでの人権に関わる課題については、昨年に引き続き、生徒会活動などで生徒自らスマートフォンの望ましい利用の仕方について考える取組が定着してきている。

教職員を対象とした研修機会を改めて充実させ、高い人権感覚を備えた人材の育成を図る。

点検・評価項目 学校施設等の整備

目 標 学校施設は、生徒が一日の大半を過ごす場である。子どもたちが、安全で安心した学校生活が送れるよう、快適な教育環境を作り出す。

事 務 事 業

1 校舎等施設の整備と安全確保の推進

事業概要 学校施設の営繕・整備について、適切に実施し、生徒の安全確保を進める。併せて校務員業務の委託による学校内の適切な整備を行う。

取組状況 学校現場からの要望を集約し、危険度・緊急度を精査し、学校施設の営繕・整備を行った。

主 な 事 業 概 要	金額（千円）
トイレ洋式便器設置工事	1,210
職員室空調機更新工事	1,177
高圧気中開閉器更新工事	367

成 果 学校施設等については、昨年と同様に優先度等を勘案し、適切な営繕及び整備を進め、より安全で快適な教育環境の向上に努めた。

課題・方向性

学校施設の営繕・整備については、危険度・緊急度等を勘案し、生徒が安全で安心した学校生活を送れるよう、教育環境の向上に努める。

自 己 評 価 B

校舎等施設の整備と安全確保の推進については、危険度・緊急度を勘案した整備を実施しており、引き続き、限られた予算の中で、危険度・緊急度を勘案し施設整備を図っていきたい。

Ⅲ 外部評価委員の総合評価

大 島 英 久 委 員

教育委員会の運営状況

(1) 教育委員会の会議の運営

事前に議案資料を配布し、会議を計画的に開催できている。

1 教育委員会が管理・執行する事務

教育方針については基本理念を策定し、滞りなく管理・執行が行われている。但し、コロナ禍のため学校訪問ができず、実態把握ができなかったため、来年度は社会情勢を見ながらできる形で開催を模索していただきたい。

2 教育行政重点施策体系

昨年度も多様性について取り組んではいかがかと申し上げたが、やはり LGBTQ 等の多様性の問題について取り上げていただきたい。

3 教育行政基本方針・基本施策

～自立した子どもの育成～

ここ数年に渡り、授業改善や学習規律の徹底を図ることで、全国学力調査において学力面で成果が上がっているように見受けられる。また、授業での ICT の活用はもちろんのこと、韓国との交流を実施するなど、生徒の興味や意欲を高めようとしていることは評価できる。

一人1台のタブレット端末を与えての学習では、教科書の音読やプレゼンの練習などの活用は勿論のこと、タブレットでお互いの意見交換を行うなど、他者との交流も充実できている。

特別支援教育については、3名の支援員を配置し、保護者や巡回カウンセラーと連携し支援についての見直しや職員の研修を実施できているのは、情報共有という面においても良いと思う。

ICT の活用充実のために、日常的に支援員を活用しその改善が進んでいるように思える。

～豊かな心と健やかな体をもつ子どもの育成～

- ・ 道徳教育については教科化により、時間の確保はできていると想像できる。
- ・ 総合的な学習での体験活動について、具体的な活動内容が知りたい。
- ・ 職場体験については、相手先があることなので、コロナ禍の中での実施は困難で、代替えとして出前講座を行ったことは評価できる。今後は学校運営協議会の中で、地域との連携の一部として、支援を受けていくことを検討されてはどうだろうか。

評価の中で肯定的回答が良い数値を示しており、成果が上がっているが、「なぜ上がったのか」具体的な理由が協議されているのであれば、それを示してはいかがかと思う。

食育については、コロナによる影響で直接的な指導が困難になったり、天候不順により地元の食材が使えなかったりしたが、それぞれに工夫して取り組んでいる。

部活動については、地域移行の流れの中で難しい改善を迫られているので、先進校視察や研修を通してできるだけ早い対応策を講じていく必要があると思う。その点でいうと支援員が3人配置され実働していることは、移行に向けて好ましい状況だと思う。

～安心して学習できる教育環境づくり～

(昨年と同じコメントを書かせていただく。)

学校運営協議会を設置して、地域の方の意見を積極的に取り入れ、地域学校協働本部（地域）との連携により、地域と学校が目標を共有して、子供たちの育成の当たっている地域があります。

少子化等の問題もあり、これからの学校教育は「地域起こし」の側面を意識しながら、地域と共に進めていかざるを得ない状況が来ると予想されます。その中で学校が開かれ、安心安全が確保できていくと思います。できるだけ早期に進めてみる価値はあると思います。

教職員の研修については、悉皆研修以外の研修（自主的研修）に何回参加できているのか記述があれば参考になる。

防災教育については、地域独特の課題（水害）の訓練も含め、計画的・継続的にできている。

不登校について、私の知る限りでは、近隣の小中学校でもその数が増加傾向にあるように思う。その数値について増加傾向か減少傾向かの記述があれば、対応策が適切かどうかの判断材料になる。

～人権教育の推進～

課題・方向性で、性的マイノリティーについて取り上げるのであれば、やはり教育行政重点施策体系のなかに、そういう項目を設けてはどうかと思う。

昨年増加したPTA人権教育研修会の参加者が、同じコロナ禍の中で、本年度はやや減少している理由が、あまり明確になっていないと思う。昨年度はいろいろな研修会等が順次開催されるようになっているので、時期的な問題もあると思われるが、実施の判断基準を明確にしておく必要があるのではないか。

～学校施設等の整備～

笠岡市の予算が厳しいことは、人口減などで想像できる。以前にも指摘したが、他市と一番の違いは「トイレの現状」だと思う。本校の状況は分からないが、全体の問題として計画的・重点的に進めていかなくてははいけないと痛感してる。

藤原立志委員

1 教育委員会の運営状況

教育委員会の運営については、事前に事務局に議案書や関係資料を提出させ、会の審議及び協議に十分な時間をかけ、効果的な運営がなされている。

特に、今年度もコロナ禍のため、教育委員が、学校訪問をすることが出来なかったが、いろいろな機会をとおして、現状の改善に資する意欲的な活動を期待したい。

2 教育委員会が管理、執行する事務

- ・自己評価はCであるが、Bの評価が適切と考える。新型コロナウイルス感染症の収束状況が読めない中、計画通りに進まない事が予想される。状況に応じて計画を変更するなど、柔軟に対応することを期待したい。

3 教育行政基本方針・基本施策

①自立した子どもの育成

- ・学校での指導、家庭学習、補充学習などの取組の成果が現れたことは高く評価できる。
- ・韓国の中学生との英語でのオンライン交流は生徒にとって大きな経験となる。今後も継続していただきたい。
- ・特別支援教育については、学校の全職員の特別支援に関する知識、技能の向上が一人一人の教育力と学校全体の力につながる。支援を必要としている生徒、保護者のためにも、今後も研修等を通して力量を高めていただきたい。
- ・情報教育については、生徒1人1台端末の整備や教職員研修の実施、ICT支援員の定期的な来校により、教員のICT機器の日常的活用が出来ていることは、評価できる。

②豊かな心と健やかな体をもつ子どもの育成

- ・新型コロナウイルス感染症の影響のために、職場体験や体験活動に大きな制約を受けた。しかし、今できることを工夫し、出前講座等を実施するなど体験活動を大切にしていることは高く評価できる。
- ・部活動については、外部指導員の配置などの工夫をしながら活動していただいている。今後も地域との連携を深めていくことを望みたい。

③安心して学習できる教育環境づくり

- ・いじめ、不登校の対応は早期発見，早期対応が重要である。教職員が生徒一人一人に寄り添い，生徒，保護者の実態把握に努めていただきたい。さらに，スクールソーシャルワーカー等との連携を深め，生徒に寄り添った指導をお願いしたい。

④人権教育の推進

- ・スマートフォンやネットの利用の仕方について継続的に学習する取組は，評価できる。近年は，性的マイノリティへの理解が求められており，学校現場での理解が必要である。また，多様性を尊重した教育環境を整えていただきたい。

⑤学校施設等の整備

- ・トイレ洋式化の整備が進み，生徒が安全で安心した学校生活を送れることのできる教育環境に整備したことは評価できる。今後，コロナ対策としてトイレの手洗いは自動水栓化を強くお願いしたい。

4 総評

令和3年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」は，コロナ禍のなか，岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会が所管する事務について真摯な取組がなされ，丁寧な点検が行われている。

今後，社会変化がより激しくなり，予測困難な時代がくると考えられている。そのような中で，小北中学校の教育が一層充実したものとなるためにも，学校運営協議会が重要である。学校，保護者，地域の三者が協働しながら生徒たちの成長を支えていただきたい。さらに教職員の負担を軽減する施策等も実施し，地域の発展につながることを期待したい。